

自由民主党草加支部

草加市議会議員選挙 推薦候補予定者募集要項

令和 8 年 6 月 15 日制定

第 1 条（目的）

本要項は、自由民主党草加支部が実施する草加市議会議員選挙における推薦候補予定者の募集及び選考に関し必要な事項を定めるものとする。

候補予定者は、自由民主党の綱領及び基本理念を理解し、市民福祉の向上と草加市の発展に寄与するとともに、党勢拡大及び党組織との連携に積極的に取り組む者でなければならない。

第 2 条（応募資格）

応募者は次の各号の要件を全て満たさなければならない。

（１）党籍

応募時点において自由民主党党员であり、継続して 2 年以上の党歴を有すること。

（２）党活動実績

過去の各級選挙及び党活動において、自民党员として党の方針に基づく統一行動を実践し、党勢拡大及び選挙活動等の実績を有すること。

（３）党勢拡大

応募時点において 20 名以上の党员確保実績又は具体的な党员確保計画を有すること。
また、当選後 1 期につき 10 名以上の党员確保に努めること。

（４）党公認・推薦候補への支援

自由民主党が公認又は推薦する候補者を積極的に支援し、その他は草加支部の承認をもって支援すること。

（５）推薦人

自由民主党員 5 名以上の推薦を受けていること。

（６）他党との関係

現在、他党の党籍を有しておらず、過去 5 年間に他党の公認又は推薦を受けて立候補していないこと。

(7) 適格性
人格、識見及び社会的信用を有すること。

第3条（推薦後の遵守事項）

同会派市議団との協調、県連及び支部との連携、活動報告義務、党勢拡大活動及び各級選挙への協力を行うものとし、選挙後の会派構成は、公認及び推薦いずれの候補者も一つの会派にまとまることとする。

第4条（提出書類）

応募申請書、履歴書、政治活動経歴書、所信及び政策提言書、党員5名以上による推薦書、誓約書その他必要書類。

第5条（選考方法）

選考委員会は書類審査及び面接審査を実施し、その結果を支部役員会へ報告する。支部役員会は候補予定者として適当と認めた者を総務会へ付議する。総務会は推薦候補者を決定し、支部長は自由民主党埼玉県支部連合会へ推薦書等を提出する。自由民主党埼玉県支部連合会が公認又は推薦候補者を最終決定する。

第6条（選考基準）

100点満点とし、面接審査50点、党活動実績20点、政策提言書20点、推薦状況10点で評価する。

第7条（推薦候補者の決定基準）

総得点70点以上、面接30点以上、選考委員会委員の過半数の賛成及び支部役員会の承認を要する。

第8条（公認・推薦の取消し）

虚偽記載、党の名誉毀損、公序良俗違反、要項違反等の場合は取消しを求めることができる。

第9条（附則）

本要項は令和8年6月15日から施行する。